

毎月勤労統計の再集計等の公表による 雇用調整助成金等への影響について

雇用調整助成金について

概 要

- 景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成する制度。

支給対象事業主等

- 支給対象事業主：雇用保険適用事業所
- 支給対象労働者：雇用保険被保険者
ただし、休業等の実施単位となる判定基礎期間（賃金締め切り期間）の初日の前日、または出向を開始する日の前日において、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者等を除く。

支給手続き

- 最近3か月の生産指標が前年同期と比較して10%以上減少していること等の支給要件を確認。
- 休業等を実施する前に、実施計画（月単位）を都道府県労働局に提出し、その後、実際に休業等を実施した後に支給申請を行う。

助成内容等

- 休業手当、教育訓練の際の賃金又は出向元の負担額の一部を助成。
 - ・ 大企業：1／2 中小企業：2／3
 - ただし、雇用保険基本手当日額の最高額を日額上限とする。
- 教育訓練を実施した場合は、以上のほか、教育訓練費を支給。
 - ・ 1人1日当たり 1,200円

職業転換給付金制度について

■ 概要

労働者がその有する能力に適した職業に就くことを容易にし、促進するため、労働市場における労働力需給の地域間、職種間、年齢間の不均衡に対処し、労働者に対する職業転換、地域間移動及び職場適応への援助等を目的として、給付金を支給する制度。

■ 給付内容等

給付金の種類	支給対象者	給付内容
就職促進手当	○ <u>求職手帳所持者</u> ・中高年齢失業者等 ・沖特法離職者 ・漁業離職者 ・一般旅客定期航路事業等離職者 ・港湾運送事業離職者 ・特定漁業離職者 ○ <u>45歳以上の求職者等</u> ・身体障害者 ・刑余者 ・社会的事情により就職が著しく阻害されている者 ○ <u>認定駐留軍関係離職者</u> ○ <u>知的障害者</u> ○ <u>精神障害者</u> ○ <u>母子家庭の母等、父子家庭の父等</u>	3,976～5,820円／日【雇用保険の賃金日額及び毎月勤労統計の平均給与額の変化率を参考に下限額及び上限額を設定】 (雇用労働者以外の者は居住地域区分に応じて支給)
訓練手当		・基本手当：3,530～4,310円/日 ・技能習得手当：受講手当500円/日(上限40日分) 通所手当 42,500円/月(上限) ・寄宿手当：月額10,700円
求職活動支援費 移転費 就業支度金		・広域求職活動費：交通費(実費)、宿泊料(6大都市等 8,700円、その他の地域 7,800円) ・求職活動関係役務利用費：利用費の8割を支給する(支給上限6,400円) ・移転費：交通費(実費)、移転料(62,000円～481,000円) 着後手当(25,400円～95,000円) ・就業支度金：就職又は事業開始までの期間に応じて就職促進手当の一定日数分
職場適応訓練費		・一般職場適応訓練：月額24,000円(6ヵ月以内) ※重度障害者 月額25,000円(1年以内) ・職場実習(短期)：日額960円(2週間以内) ※重度障害者 日額1,000円(4週間以内)
特定求職者雇用開発助成金		30万円～240万円(助成期間1年～3年)

雇用保険給付の額計算と毎月勤労統計の今般の事案で影響が出る範囲

- 雇用保険給付の額計算で、賃金日額を活用しているものは、主に次の2通りのパターンがある。

求職者給付(基本手当) : 賃金日額 × 給付割合 (賃金日額に応じ、50%~80%) を所定給付日数の範囲で支給

育児休業給付 : 賃金日額 × 給付割合 (休業開始後6か月67%、それ以降は50%) を休業期間に支給

※「賃金日額」は、離職前(休業前)6か月の賃金の総額を180で割ることによって算出。

- 賃金日額の上限・下限、適用される給付割合の屈折点は、法改正の際に、賃金構造基本調査のデータに基づき法律に規定。
(直近では、平成29年改正、平成23年改正)

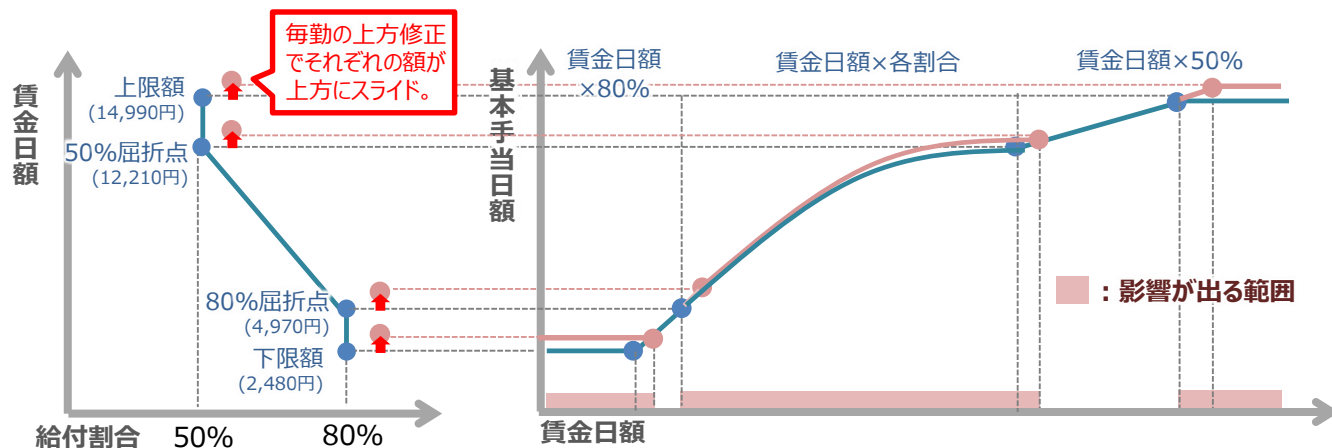
その上で、毎月勤労統計の労働者の平均給与額の変化率(前々年度⇒前年度)を用いてスライド(雇用保険法第18条)。

基本手当の額決定と変更の影響

«上記の計算方法の主な給付»

- ① 基本手当(延長給付、傷病手当含む)
- ② 高年齢求職者給付、特例一時金
- ③ 再就職手当等の就業促進給付
- ④ 教育訓練支援給付金 等

※ 右図の上限額、屈折点、下限額の括弧内の額は参考値として、現行(H30.8~)の額を記載。
(上限額、50%屈折点は30歳~45歳のもの)



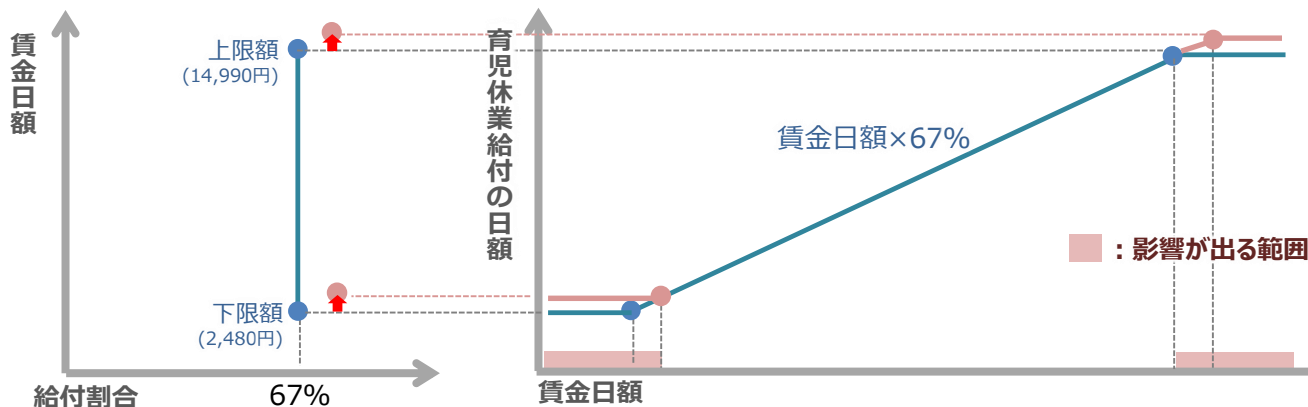
育児休業給付の額決定と変更の影響

«上記の計算方法の雇用保険給付»

- ① 育児休業給付
- ② 介護休業給付
- ③ 高年齢雇用継続給付

※ 右図は、給付割合が67%の期間(休業開始後6か月)のみ図示。

※ 右図の上限額、下限額の括弧内の額は参考値として、現行(H30.8~)の額を記載。



雇用保険関係の給付・助成金の支給実績

(単位：億円、万人、万件)

年度	基本手当		高年齢求職者給付		特例一時金		再就職手当		高年齢雇用継続給付		育児休業給付		就職促進手当 (労働施策総合推進法)		雇用調整助成金	
	支給額	受給者	支給額	受給者	支給額	受給者	支給額	受給者	支給額	受給者	支給額	受給者	支給額	受給者	支給額	決定件数
H16	10,500	179	242	11	634	25	94	7	1,389	12	657	11	19	0.09	7	0.15
H17	9,377	170	236	11	583	24	525	32	1,256	10	707	12	2	0.01	6	0.09
H18	8,571	161	239	11	545	22	599	37	1,105	13	759	13	1	0.01	2	0.05
H19	8,288	157	248	11	418	20	598	36	1,125	18	867	15	2	0.01	2	0.05
H20	8,887	182	291	13	353	18	589	35	1,248	20	1,000	17	2	0.01	68	0.49
H21	12,839	207	349	16	304	16	997	39	1,425	22	1,121	18	2	0.01	6,536	79
H22	9,577	165	310	15	298	16	908	35	1,547	20	1,644	21	3	0.01	3,249	76
H23	9,017	164	330	16	269	14	1,016	36	1,711	20	2,349	22	2	0.01	2,366	52
H24	8,326	155	390	18	254	13	1,206	39	1,745	19	2,566	24	3	0.01	1,136	33
H25	7,575	139	427	20	244	13	1,219	40	1,733	18	2,811	26	3	0.02	541	18
H26	6,632	128	482	22	236	12	1,171	38	1,737	18	3,457	27	4	0.02	70	3
H27	6,240	122	509	23	210	11	1,252	41	1,725	18	4,123	30	3	0.02	47	1
H28	5,692	113	511	23	186	10	1,277	40	1,719	17	4,503	33	4	0.02	70	2
H29	5,418	107	537	25	174	9	1,504	41	1,743	17	4,784	34	2	0.01	27	0.83

※ 1 雇用保険給付については業務統計値。

※ 2 労働政策総合推進法の就職促進手当の受給者数は、支給対象人員（人日）から算出した推計値。

雇用調整助成金等の影響の整理 (※)

	雇用調整助成金 (中小企業緊急雇用安定助成金 (H20年度～H24年度)を含む)	就職促進手当 (労働施策総合推進法) ※ 一般会計
主な制度概要	景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成する制度。	中高年齢失業者等求職手帳所持者、認定駐留軍関係離職者等の求職者の求職活動の促進とその生活の安定とを図るための給付金。
毎月勤労統計との関係	休業等に係る賃金等の額に相当する額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額に助成率を乗じて得た額（1人1日あたり雇用保険基本手当日額の最高額を限度）。	就職促進手当の日額算定は、支給対象者の賃金日額により影響を受けるが、当該賃金日額の最低額及び一定の額の範囲は、毎月勤労統計をもとにした各年度の平均給与額の変化率に応じ変更される。 支給対象者が自己の労働によって収入を得た場合の控除額についても同様に、毎月勤労統計をもとにした各年度の平均給与額の変化率に応じ変更される。

※ このほか、育児・介護雇用安定等助成金（育児休業取得促進等助成金（育児休業取得促進措置））、育児・介護雇用安定等助成金（育児休業取得促進等助成金（短時間勤務促進措置））、中小企業人材確保支援助成金（中小企業雇用管理改善助成金）、建設雇用改善助成金（建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金（教育訓練受講給付金））、建設雇用改善助成金（建設教育訓練助成金（建設業務労働者就業機会確保事業教育訓練））も追加支給の対象となる。